

訪問看護重要事項説明書

訪問看護ステーション あかね

「指定訪問看護」重要事項説明書

令和 6 年 6 月 1 日現在
当事業所はご契約者に対して訪問看護サービスを提供させていただくに際し、
厚生省令第37 号第8 条に基づいて、契約を締結する前に、知っておいていた
だきたい当事業所の内容を説明させていただきます。

1 訪問看護を提供する事業者について

事業者名称	あかね株式会社
主たる事務所の所在地	大野城市東大利1丁目13-27-2
代表者名	寺上義隆
電話番号	092-401-8625

2 ご契約者へ訪問看護サービス提供を担当する事業所について

(1) 事業所の所在地など

事業所の名称	訪問看護ステーションあかね
施設の所在地	大野城市東大利1丁目13-27-2
開設年月	平成21年12月1日
介護保険事業所番号	4061590032
管理者の氏名	寺上千奈美
サービス提供実施地 域	大野城市、春日市、筑紫野市、太宰府市、那珂川市、 福岡市（南区、博多区、城南区）
電話番号	092-401-8625
FAX番号	092-401-8626

(2) 事業の目的、運営方針

事業の目的	利用者の心身の特性を踏まえて日常生活動作の維持・回復を図るとともに、生活の質を確保した在宅療養が継続できるように支援することを目的とします。
運営の方針	24時間体制で、ご契約者の心身の状態に応じた適切なサービスを提供します。事業の実施にあたっては、保健所、市町村および医療機関などの関係機関ならびに保健・医療・福祉の関係職種等と密接な連携に努め、協力と理解のもとに適切な運営を図ります。

(3) ご利用事業所の職員体制 (令和 5年 10月 1日現在)

職種	常 勤	非 常 勤	業 務 内 容
管理者	1 名		管理・看護業務
看護師	3 名		看護業務全般
准看護師		1 名	看護業務全般

(4) サービス提供日時

営業日	月曜日～金曜日
サービス提供時間	午前9時～午後5時30分
休 日	土曜日・日曜日・祝日 お盆 8月13日～8月15日 年末年始 12月29日～1月 3日は休みです。

※ 24時間連絡対応体制加算契約利用者に対して365日24 時間体制にて電話でのご相談及び緊急時訪問をします。

3 サービスの利用方法

(1) サービスの開始までの流れ(契約書第3条)

☆ご来訪、お電話いずれかでお申し込みください。

但し、居宅介護支援事業者と契約されている場合には担当ケアマネージャーにご相談ください。

☆ご利用にかかわる重要事項の説明をし、ご了承いただいた後に契約させていただきます。

ご契約者、ご家族と面接し、居宅サービス計画及び医師の指示書のもとご契約者の状態把握、ご希望をお聞きます。

サービス提供の
依頼・ご相談

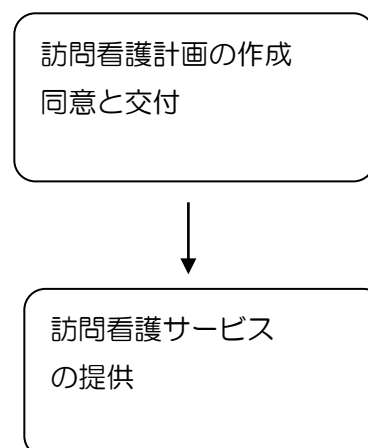


重要事項の説明
サービス提供の契約
利用者の状態を把握



☆居宅サービス計画のもと、担当サービス提供責任者が訪問看護計画を作成し、ご契約者の同意を得て、交付します。

☆訪問看護計画にそってサービスの提供をいたします。



4 サービス提供内容

(1) 看護ケア

- ・状態観察 ・服薬管理、指導
- ・清潔の援助（清拭、洗髪、入浴介助、口腔ケア、手浴足浴など）
- ・療養指導（生活上の注意事項、食事指導、排泄に関する対策や指導など）

(2) 医療的処置行為

- ・創傷および褥瘡処置
- ・人工肛門、人工膀胱管理ケア
- ・経鼻チューブ、胃ろうチューブ管理ケア
- ・尿道留置カテーテル、自己導尿管理ケア
- ・在宅酸素療法管理ケア
- ・在宅人工呼吸器管理ケア
- ・喀痰の吸引、管理
- ・点滴
- ・排泄管理ケア（浣腸、敵便）

(3) リハビリ援助行為

- ・拘縮予防、歩行訓練
- ・言語、嚥下訓練（言語障害、失語症、嚥下障害など）
- ・認知予防指導（趣味の活用、遊ビリテーションなど）

(4) 介護者に対して

- ・介護の方法、指導 介護福祉など社会資源の紹介
- ・褥瘡予防、リハビリの方法、食事指導（介助の工夫、指導など）
- ・室内環境の工夫、安全対策の工夫、感染症に対する対応方法など
- ・介護者の健康相談、助言

※サービスは、別紙の訪問看護計画書に沿って計画的に提供いたします。

5 サービスの終了

ご契約者は、事業所に対して、文書で通知することにより、7日以上の予告期間を持って届出することにより、予告期間満了日をもって契約は解除されます。但し、ご契約者の病変、急な入院などやむを得ない事由がある場合は、契約終了希望日の1週間以内の通知でもこの契約を解除することができます。

6 利用料金

*医療保険	保険の種類により1～3割の負担となります。 時間外、延長時、交通費は別途いただきます。 また、各種医療証の利用ができます。	
基本療養費（1日につき）	週3日まで	5,550円
	週4日以降	6,550円
管理療養費（1日につき）	月の初日	7,670円
	2日以降	3,000円
難病等複数回訪問加算	1日2回訪問	4,500円
	1日3回以上訪問	8,000円

*上記費用の他に加算がありますが、対象となる場合にその都度説明了解をいただきます。

※1 厚生労働大臣が定める場合

- ・末期の悪性腫瘍
- ・多発性硬化症
- ・重症筋無力症
- ・スモン
- ・筋萎縮性側索硬化症, 脊髄
- ・小脳変性症
- ・ハンチントン病
- ・進行性筋ジストロフィー症
- ・プリオン病
- ・亜急性硬化性全脳炎
- ・ライソゾーム病
- ・副腎白質ジストロフィー
- ・脊髄性筋萎縮症
- ・球脊髄性筋萎縮症
- ・慢性炎症性脱髄性多発神経炎
- ・パーキンソン病関連疾患（進行性核上性麻痺, 大脳皮質基底核変性症, パーキンソン病（ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ3以上であって生活機能障害度がⅡ度またはⅢ度のものに限る。））
- ・多系統萎縮症(線条体黒質変性症, オリーブ橋小脳萎縮症, シャイ・ドレーガー症候群)
- ・後天性免疫不全症候群
- ・頸髄損傷または人工呼吸器を使用している状態の者

7 医療保険加算について

(1) 24時間対応体制加算 6,800円 (月1回)

利用者またはその家族等から営業時間外でも24時間365日、電話等により看護に関する緊急時に対応・必要時の訪問などできる体制にあり、看護業務の負担軽減対策を実施しており、利用者の同意を得てその体制を実施した場合。

(2) 特別管理加算

●特別管理加算Ⅰ 5,000円 (月1回)

- ・在宅悪性腫瘍患者指導管理 を受けている状態
- ・在宅気管切開患者指導管理 を受けている状態
- ・気管カニューレもしくは留置カテーテルを使用している状態

●特別管理加算Ⅱ 2,500円 (月1回)

- ・在宅自己腹膜灌流指導加算 を受けている状態
- ・在宅血液透析指導管理 を受けている状態
- ・在宅酸素療法指導管理 を受けている状態
- ・在宅中心静脈栄養法指導管理 を受けている状態
- ・在宅成分栄養経管栄養法指導管理 を受けている状態
- ・在宅自己導尿指導管理 を受けている状態
- ・在宅持続容圧呼吸療法指導管理 を受けている状態
- ・在宅自己疼痛管理指導管理 を受けている状態
- ・在宅肺高血圧症患者指導管理 を受けている状態
- ・人工肛門または人工膀胱を設置している状態
- ・真皮を超える褥創の状態
- ・点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態

(3) ターミナルケア療養費 25,000円 (最後の訪問月に1回)

死亡日及び死亡日前14日以内に医療保険の給付の対象となる訪問看護を2回以上実施した場合。

エンジェルケアを行った場合、エンジェルケア費 5,000円(自費)

(4) 訪問看護情報提供療養費 1～3 1,500円 (月1回)

- ・市町村などの実施する保健福祉サービスとの連携を行い、総合的な在宅療養ができるように、訪問看護に関する情報を提供した場合。
- ・医療機関や施設へ入院や入所の際に情報提供を行った場合。
- ・15歳未満の小児で学校へ情報提供を行った場合。

(5) 退院支援指導加算 (最初の訪問に月 1 回)

退院日に訪問看護師が在宅で療養上必要な指導を行った場合。

(6) 退院時共同指導加算 8,000 円

(最初の訪問月に 1 回、別表 7 の疾患は 2 回可能)

医療機関から退院後に円滑に訪問看護が提供できるよう、入院中に訪問看護ステーションの訪問看護師等が医療機関と共同し在宅での療養上必要な指導を行った場合や最初の訪問看護の提供を評価する場合。

(7) 長時間訪問看護加算 5,200 円 (週 1 日まで)

① ~③の対象者に 1 時間 30 分を超える訪問看護を実施した場合

① 人工呼吸器を装着している

② 特別訪問看護指示書に係る訪問看護を受けている

③ 特別管理加算の対象者

(8) 緊急訪問看護加算 (計画外の訪問を行った場合 1 日に 1 回)

・月 14 日目まで 2,650 円

・月 15 日目以降 2,000 円

(9) 乳幼加算 (6 歳未満利用者に対しての 1 日に 1 回)

・厚生労働大臣が認めるもの (別紙※1) 1,800 円

・上記以外の場合 1,300 円

(10) 外泊中の入院患者に対する訪問看護療養費 8,500 円 (1 回)

在宅療養に備えて一時的に外泊 (1 泊 2 日以上) をする際、訪問看護を行った場合。

・末期の悪性腫瘍、神経難病など厚生労働省が定める疾患または、特別管理加算の対象者 (入院中 2 回)

・その他在宅療養に備えた一時的な外泊に当たり、訪問看護が必要と認められた者 (入院中 1 回)

(11) 夜間・深夜加算

●夜間 (18 時~22 時)、早朝 (6 時~8 時) 訪問看護加算 2,100 円

●深夜 (22 時~6 時) 訪問看護加算 4,200 円

※医療保険利用者における別途料金

① 訪問時間が 2 時間を超える場合 30 分あたり 2,000 円

② 緊急時以外の営業時間外の利用の場合 30 分あたり 4,710 円

(12) 訪問看護医療DX情報活用加算

オンライン資格確認により利用者の診療情報を取得し訪問看護のじっしに関する経過的管理を行う場合 50円/月

8 キャンセルについて

キャンセルが必要となった場合は、わかり次第、至急ご連絡ください。

連絡先 092-401-8625

正当な理由のない場合の当日のキャンセルにつきましては、キャンセル料（1回につき10,000円）をいただく場合がありますのでご注意をお願いいたします。

9 交通費

医療保険ご利用の場合

サービス提供エリア内・・・・・・・・一律 100円（1回の訪問につき）

サービス提供エリア外・・・・・・・・一律 200円（1回の訪問につき）

※車両での移動になりますので交通渋滞などで多少訪問時間が遅れる場合がありますので、ご了承ください。

10 事故発生時、緊急時の対応方法

サービスの提供中に万が一事故が発生したり、様態の変化などがあった場合は、その状況により、主治医・救急隊・家族・居宅介護支援事業所等へ連絡します。

11 損害賠償について

事業者は、訪問看護サービスの提供にあたり万が一事故が発生し、利用者、その家族の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、その損害を賠償いたします。ただし、自らの責めに帰すべき事由によらない場合には、この限りではありません。

12 苦情・相談窓口について

サービスの提供につて、苦情、相談があれば下記までご連絡ください。
早期に対処していきます。

苦情・相談窓口 訪問看護ステーション あかね

担当 寺上 千奈美

電話 092(401)8625 (月～金 9:00～17:30 対応しています。)

※お急ぎの場合はその限りではありません。

13 虐待・身体拘束の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止・身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、周知徹底を図ります。
- (2) 虐待防止・身体拘束等の適正化のための指針の整備をしています。
- (3) 従業者に対して、虐待防止・身体拘束等の適正化のための定期的な研修を実施する等の必要な措置を講じます。
- (4) 事業所はご利用者が成年後見制度を利用できるよう支援を行います。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待等を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。
- (6) 事業者は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行いません。
- (7) やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、事前に十分な説明の上利用者又は家族等に同意を得るとともにその態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録致します。

14 業務継続に向けた取組の強化について

- (1) 感染症等や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

15 ハラスメントについて

事業者は、介護現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向け取り組みます。

- (1) 事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。
- (2) 身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為

(3) 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為

(4) 意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為

ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止会議等により、同時案件が発生しない為の再発防止策を検討します。

① 職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施します。

また、定期的に話し合いの場を設け、介護現場におけるハラスメント発生状況の把握に努めます。

② ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じます。

当事業者は、訪問看護の提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて上記重要事項を説明しました。

令和 7 年 3 月 21 日

(事業者) 所在地 大野城市東大利 1 丁目 13-27-2

名 称 訪問看護ステーション あかね 印

説明者 寺上 千奈美 印

私は、本書面に基づいて事業者から上記重要事項の説明を受けました。

令和 年 月 日

(利用者) 住所 _____

氏名 _____ 印

(利用者の家族)

住所 _____

氏名 _____ 印 続柄 _____